

雇用保険を受給されている皆様へ

令和2年10月1日（木）以降の失業の認定手続きについて

1 失業認定日の取扱いについて

失業認定については、ハローワークが指定した日（失業認定日）にご来所ください。

但し、例外として、高齢（60歳以上）であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中であることを理由に、新型コロナウイルス感染症の感染予防等の観点から来所を控えたい方については、当面の間、郵送による証明認定が可能です。

なお、郵送による証明認定を希望される場合は、①雇用保険受給資格者証 ②失業認申告書③本人宛返信用封筒を認定日の翌日から1週間の間に管轄のハローワークに送付ください。

※郵送事故防止のため、特定記録などでご郵送いただきますようお願いいたします。

2 求職活動実績について

失業の認定を受けるために必要な求職活動実績については原則どおりとなり、一定回数以上の求職活動が無い場合は不認定となります。（受給資格者のしおりP15,16をご参照ください。）

但し、令和2年3月10日(火)から9月30日(水)までの間に、認定期間が1日以上含まれる方又は上記の郵送認定を行う方については、求職活動実績の基準を適用せずに給付を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、管轄のハローワークまでお問い合わせください。
(平日の開庁時間中（8：30～17：15分）に限る。)

問い合わせ先 ハローワーク砺波 雇用保険課
TEL 0763-32-2914